

陳情審査の短期化についての陳情

(議会運営委員会付託)

受理番号 第 5 号

受理年月日 平成 23 年 5 月 25 日

付託年月日 平成 23 年 6 月 28 日

陳情者
.

陳情原文 先日、福祉健康委員会を傍聴させて頂きましたが、会期の最後にも関わらず、採決に至らないものが多々ありました。特に、第 22 号「都立墨東病院の地方独立行政法人化に反対し、都立直営で存続させる陳情」については平成 19 年 10 月 23 日に付託され、3 年半以上も審議され、審議未了となっております。この間、委員の改選もあり、議員の多くが関わったものの結果が出せない状況は、議論を深めたというよりも多くの議員が関わったことで責任の所在が不明瞭になったとの印象を与えかねません。区民を代表する議員の方々が区内外から、このように見られてしまうのは一区民としても大変残念なことであります。

そして、審議の結果が出せない主な理由は、会派内の意見が纏まらない為に意見表明が出来ないというものでした。

人数が多く、意見を纏めるのに苦労されるのは分かりますが、そのような会派は委員会に複数の委員を出せるのですから、わざわざ纏めずにそれぞれの立場で意見を表明し、議論して頂きたいと思いました。しかし、大きな会派ですと、委員会に出席していない議員も多くなり会派を代表する委員としては意見を言い難いのかもかもしれません。そこで、議会内の会派について定員を設けては如何でしょうか。

各党控室、政務調査費は複数会派の合同を認め、議会内での行動に限定すればわずかな修正で行えると思います。定員の 7 名というのは交渉会派の分割によって非交渉会派が生まれないように考慮した結果です。

つきましては、貴議会において、迅速に審議が行われるよう、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 区議会会派の定員を 7 名とすること。
- 2 会派内で意見の一本化が不可能なとき、委員会では議員個人による意思を尊重し、議会内および会派内で不利益を与えぬようにすること。